

船橋市津波避難計画

船 橋 市

【市長公室 危機管理課】

はじめに

船橋市津波避難計画（以下、本計画という。）は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災での教訓、大震災以降の国・県の地震・津波被害想定、およびこれらの公表結果をもとに改定された各種指針やガイドライン、市地域防災計画等の各種計画・分析結果をもとに新たな知見を加えながら、平成 30 年 11 月に千葉県が公表した津波浸水想定を受け、本市として対応すべき津波被害の前提、災害時における市職員の初動体制、津波情報の伝達、避難指示の発令、避難対策等について定めたものである。

市においては、最も重要な責務である津波発生時の情報収集、発信、伝達を強化するとともに、避難誘導看板等の整備、充実など、津波避難にかかる対策を進める。

また、災害発生状況により、その時点で市職員が取るべき行動は変化し、優先する対応を的確に判断して実行する必要があることから、災害の教訓や知見を取り込んだ実施行動について、訓練等を通じて検証し、実行力を高めることに取り組んでいく。

市民等においては、津波警報等の発表時にとるべき基本行動とともに、本計画で指定する「避難対象地域」を認識し、平常時から避難目標とする方面や避難先、避難方法について、自助、共助の取り組みにより十分に検討し、具体的な避難行動へと結びつけることを求めている。

津波避難方法としてとるべき基本行動

- ① 避難対象地域の外側（避難目標を目安として更に先）の安全な場所、避難施設等に徒歩で速やかに移動する。
- ② 津波一時避難施設や頑丈な建物（鉄筋コンクリート造もしくは鉄筋鉄骨コンクリート造の建物など）の上階へ移動する。
- ③ ただし、個人の身体、体力により、とることが出来る避難行動は異なるため、状況に応じた自助、共助により、出来る限りの避難行動で安全確保に努める。

その取り組みのひとつとして、今回、避難対象地域を地区に分け、代表的な避難路や避難目標、周辺の津波一時避難施設などとともに、避難行動を例示する「船橋市津波避難マップ（地区別）」を作成し、周知、啓発に活用することとした。

津波発生時の初動期における安全確保を実現するために、市は津波に対する防災教育、広報・啓発および訓練の実施に取り組むとともに、本計画の見直しを継続して行っていくものである。

目 次

第1章 総則	1
1. 1 計画の目的	1
1. 2 津波の想定	1
1. 3 用語の解説	3
1. 4 計画の修正	4
第2章 津波避難計画	5
2. 1 津波浸水想定区域	5
2. 2 避難対象地域	7
2. 3 避難目標	11
2. 4 津波一時避難施設・避難路の指定	12
2. 5 避難方法	15
2. 6 避難誘導	19
第3章 初動体制	20
3. 1 初動体制および連絡	20
3. 2 配備体制	22
3. 3 津波情報等の収集	23
3. 4 津波警報・注意報等の発表基準と周知広報	23
3. 5 海面監視・被害情報の収集体制	26
第4章 津波情報の伝達および避難指示の発令	27
4. 1 津波情報等の伝達系統と伝達手段	27
4. 2 避難指示の発令	28
4. 3 避難指示の内容	28
4. 4 避難指示の発令手順	29
4. 5 避難指示の解除	29
第5章 平時からの避難対策	30
5. 1 平時からの周知広報	30
5. 2 観光客、海岸利用者、集客施設および事業所の従業員等の避難誘導対策	31
5. 3 市民に求める津波への備え	32
5. 4 要配慮者の避難対策	33
5. 5 津波に対する防災教育、広報・啓発および訓練の実施	34
5. 6 国や県への働きかけ	34
< 資 料 >	35
資料1. 船橋市津波避難マップ（地区別）	36
資料2. 津波一時避難施設の指定状況	66
資料3. 大規模災害時の津波避難フロー	67
資料4. 船橋市津波災害対策早見表	68

この計画に掲載している地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図 25000 を複製したものである。（承認番号 令元情複、第 551 号）

第1章 総則

1. 1 計画の目的

この計画は、本市域へ影響がある津波が発生した場合、その直後から津波が終息するまでの間、および地震発生による津波の恐れがないことが確認されるまでの間、住民等の生命および身体の安全を確保するための避難計画である。

1. 2 津波の想定

本計画にて定める津波浸水想定は、平成30年11月に千葉県が公表した「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波浸水想定（以下、「千葉県津波浸水想定」という。）を対象とする。

千葉県津波浸水想定	
対象とする地震	①元禄関東地震 ②東北地方太平洋沖地震 ③相模トラフ沿いの最大クラスの地震（ケース1、2） ※千葉県津波浸水想定は、複数の最大クラスの津波のシミュレーション結果を重ね合わせ、最大となる浸水域、最大となる浸水深を採用している。
本市への津波の到達時間	潮見町地点において、水位変動は以下のとおりである。 ・約70分（初期潮位に+0.2mの水位変動）

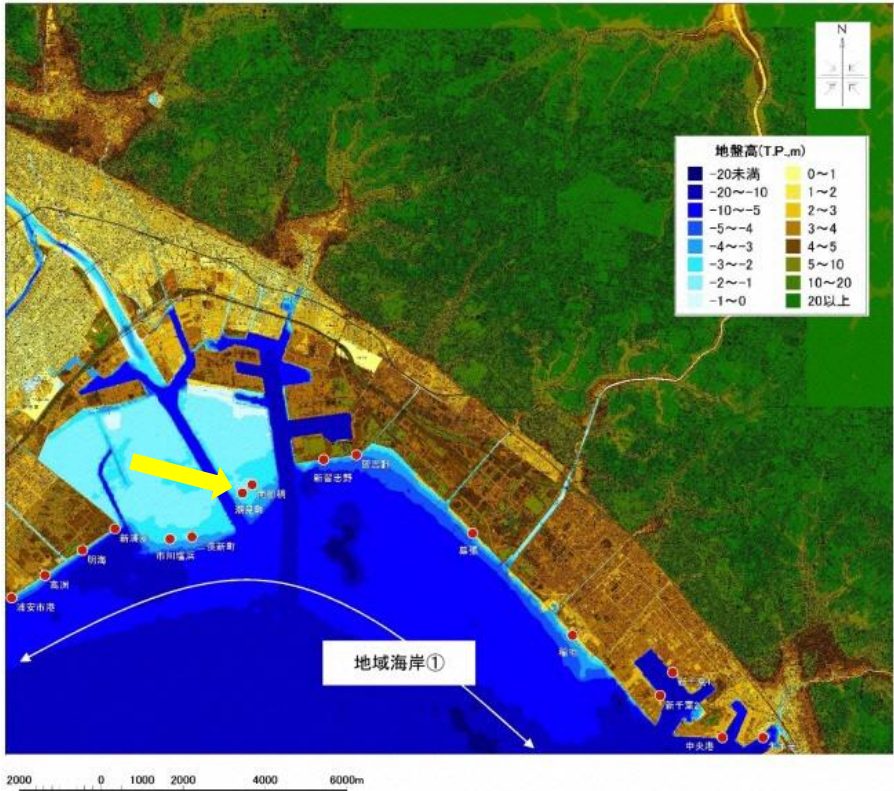


図 潮見町地点の位置（黄色の矢印で示した地点）

<p>本市に到達する津波の特徴</p>	<p>船橋市市域沿岸における最大津波水位は 163 分後の 3.6m である。</p> <p>浸水深は山野町（下記地点）で最大となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 西船橋駅付近のアンダーパス：221 分後に 6.64m となる想定 ※アンダーパス南西部の交差点：221 分後に 0.97m となる想定 <p>船橋市役所の浸水深は下記のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 市役所入口：177 分後に 2.54m の最大浸水深となる想定 • 市役所地下駐車場入口：176 分後に 5.51m の最大浸水深となる想定
---------------------	---

1. 3 用語の解説

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

用語	用語の定義等
① 津波浸水想定区域	想定する津波により浸水が予測される範囲をいう。本計画は、千葉県津波浸水想定浸水予測域に基づいている。
② 避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域として、市が対象とする範囲を定めるもの。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、本計画では町丁目を単位として津波浸水想定区域よりも広い範囲で指定する。
③ 避難目標	避難対象地域ごとに津波避難の目標として6か所を設定した。 <ul style="list-style-type: none"> ・京成本線 ・天沼弁天池公園または船橋中学校 ・市立船橋高等学校または吹上交差点 ・宮本中学校 ・新習志野駅 ・津波一時避難施設 詳細については、計画内の「2. 3 避難目標」を参照。
④ 津波避難路	避難対象地域の外まで安全に到達できる経路として、市が設定する主要な避難のための道路をいう。
⑤ 津波避難経路	避難するための経路として、住民等が自ら設定する道路をいう。広い意味では、避難路をあわせて避難経路等という。
⑥ 宿泊可能避難所	住宅を失うなどした被災者等が比較的長期にわたり避難する場所で、市が避難対象地域の外に指定するものをいう。
⑦ 福祉避難所	高齢者や障害者など、災害時の避難生活に支援を必要とする方を受入れる屋内施設をいう。
⑧ 垂直避難	避難対象地域の外への避難が困難な場合に、頑丈な建物の上階などへ緊急避難することをいう。
⑨ 津波一時避難施設	津波警報等発表時、避難対象地域の外への避難が困難な市民等が、津波から生命の安全を守るための場所として、安全に移動できるまでの間、緊急かつ一時的に垂直避難するための建物などをいう。 なお、津波一時避難施設は原則として終日にわたり一時避難が可能とする。
⑩ 避難先	宿泊可能避難所、福祉避難所、津波一時避難施設等を総称して「避難先」という。
⑪ 潮位	一定の基準面から測った海面の高さをいう。 本計画では、初期潮位を、千葉県沿岸（浦安市～富津岬）の朔望平均満潮位（T.P. +0.97m）としている。
⑫ 津波水位	千葉県津波浸水想定の場合、東京湾平均海面を基準とした津波の標高をいう。 ※気象庁が発表する津波の高さは、平常潮位（津波がなかった場合の同じ時間の潮位）からの高さで、津波水位とは異なります。

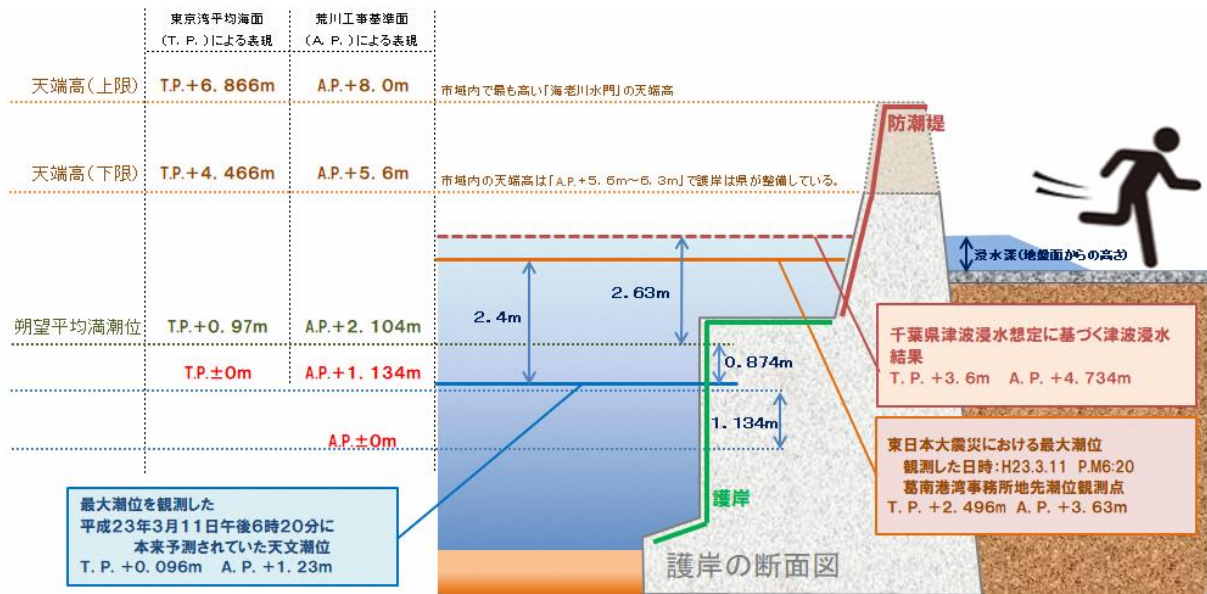


図 潮位・標高について

【用語解説】

朔望平均満潮位(H.W.L)	さくぼうへいきんまんちょうい	朔(さく)と望(ぼう)、つまり新月および満月の日から5日以内に現れる、各月の最高満潮面の平均値
東京湾平均海面(T.P.)	とうきょうわんへいきんかいめん	標高(海拔)の基準となる面。水準測量で使用する日本水準原点は、T.P.上24.3900mと定義されている。
荒川工事基準面(A.P.)	あらかわこうじきじゅんめん	荒川のほか、多摩川水系、中川水系で工事基準面と用いられる水位であり、護岸や水門などの高さはA.P.で表している。
天文潮位	てんもんちょうい	過去に観測された潮位データをもとに、時間と共に変化する潮位の値を予測したもの。気象などの様々な要因で実際に観測される値とは異なる。
地盤面(G.L.)	じばんめん	建築物の建つ土地の表面レベルを地盤面といい、G.L.(ジーエル：グラウンドライン)と呼ばれることも多い。

■0.3mの津波でも危険なのはなぜですか？

津波は海底から海面までの海水全体が動くエネルギーの大きな波であり、風が吹くことによって海面付近の海水が動く現象である「波浪」と大きく異なります。

津波の高さが高くなってくると、それにつれて海水全体の動きも大きくなり、高さ0.2m~0.3m程度の津波も人は速い流れに巻き込まれてしまうおそれがあり大変危険です。

気象庁は0.2m以上の津波が発表された場合は津波注意報を発表します。津波注意報が発表されたら海から上がって速やかに海岸から離れてください。

(気象庁ホームページより抜粋)

1. 4 計画の修正

この計画は、津波浸水想定に関する国・千葉県のシミュレーション結果や検討内容、土地等の活用状況の変化に合わせ、必要に応じて適宜修正を行う。

第2章 津波避難計画

2. 1 津波浸水想定区域

千葉県津波浸水想定では、船橋市沿岸に最大高約 3.6mの津波が到来し、市の西部や南部地域が浸水すると予測されている。

また、初期潮位に+0.2mの水位変動が生じるのは、地震発生から約 70 分後とされている。

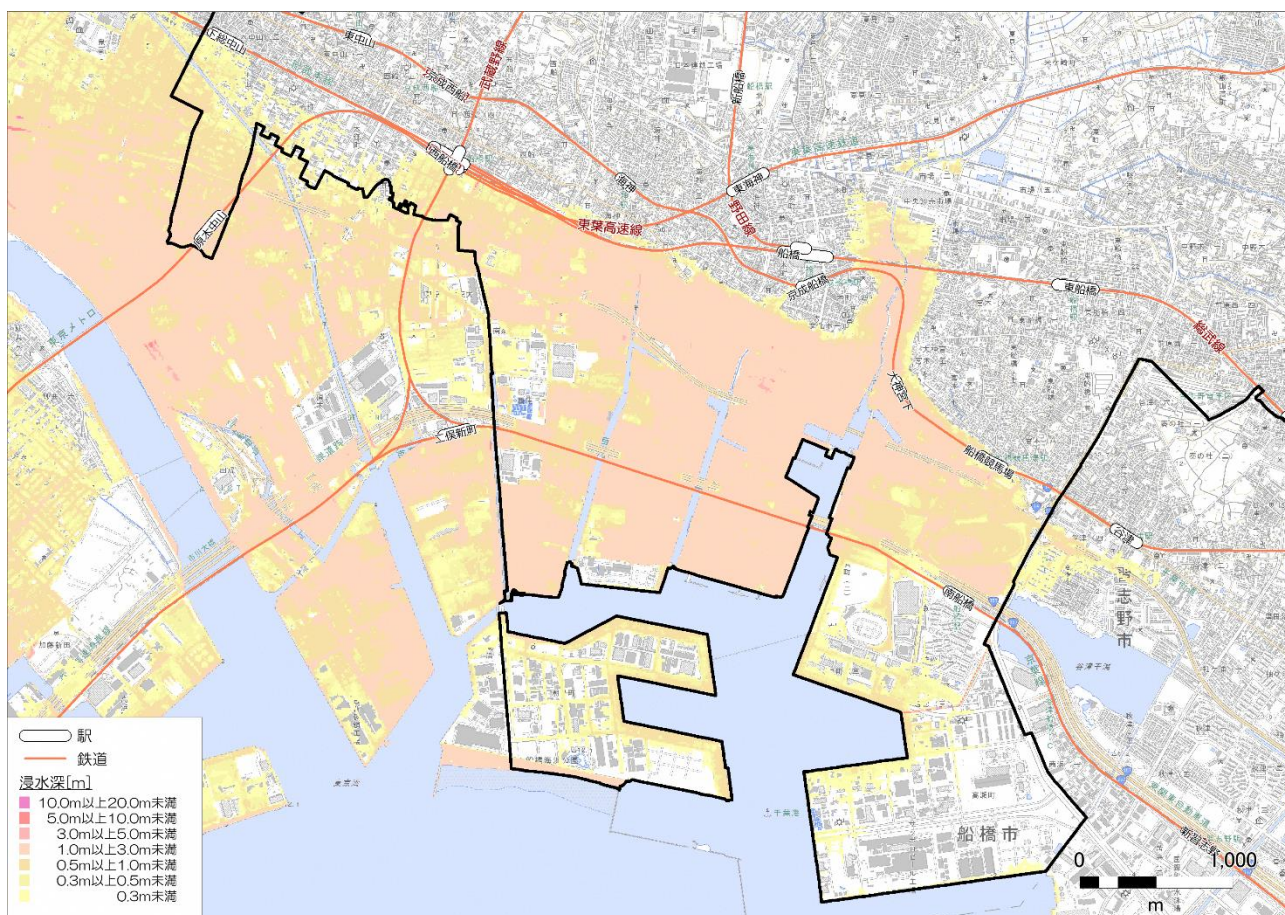


図 津波浸水想定区域

※各種施設の条件設定

堤防（海岸・河川）

堤防は、地震発生後に堤防が沈下（地震前の高さの25%）して、津波が堤防を越えた時点で「破壊する」ものとし、破壊後の形状は「無し」と設定している。

水門など

施設は、開放状態（地震により倒壊した状態）と設定している。

■ 津波シミュレーションについて

津波は、地震の規模や発生地点、波長、海底や海岸の地形等の様々な要因により、津波高や到達時間、浸水の動きが大きく異なります。

津波シミュレーションの結果は、津波災害のシナリオの1つであり、津波が浸水する様子を概略的に把握するものです。

①海底地盤の変形の想定

津波の大きさは地震による海底地盤の変動の大きさ（高さ）に左右されます。シミュレーションでは平均的な海底地盤変動を想定するため、局所的に大きな地盤変動があった場合は想定する津波の大きさと異なる場合があります。

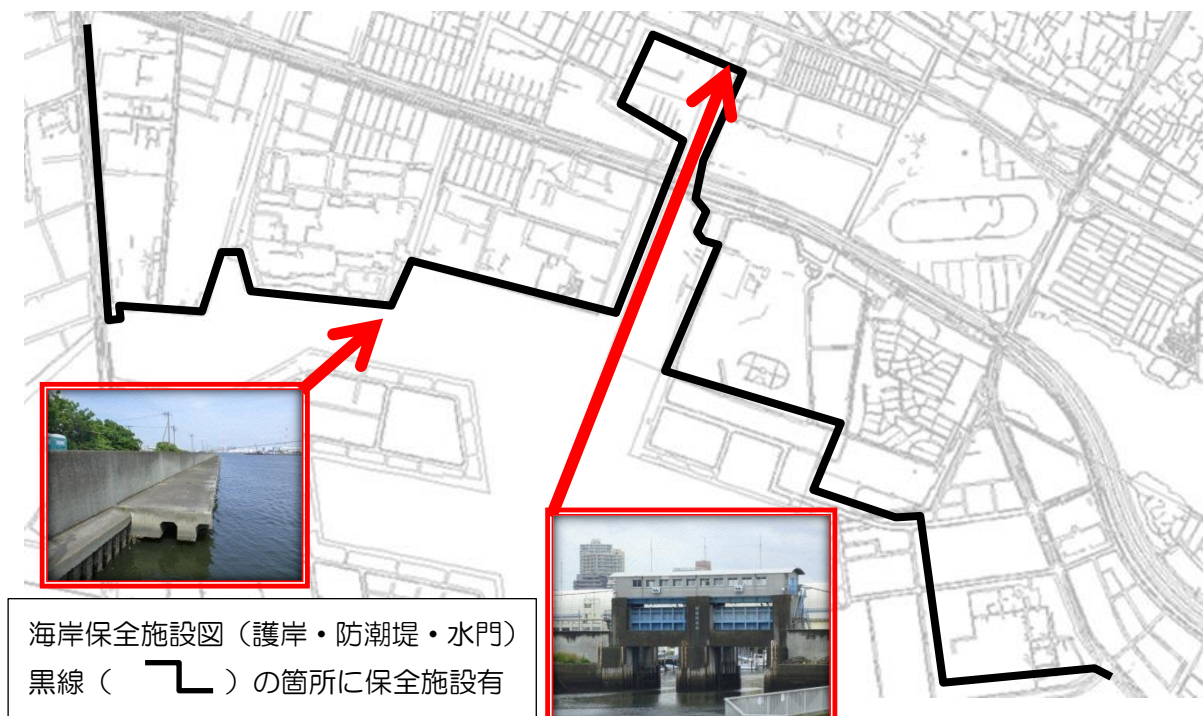
②到達予想時間の想定

地震の本震前に、前震やなんらかの原因で津波を生じさせる場合があります、本震による津波よりも早く津波が到達する場合があります。

③局所的な変動の再現が困難

実際の津波は、わずか数十メートル離れるだけで津波の高さが大きく異なる場合があります。千葉県でのシミュレーションによって算定された浸水深は、メッシュ（計算格子）の平均値を示すものであり、局所的な変動は想定できない場合があります。

また、浸水予測は建物、構造物を詳細に計算したのではなく、地域の土地利用状況を考慮して算出したものであり、局所的な浸水は表現できていない場合もあります。



東京湾沿岸海岸保全基本計画（千葉県区間）（平成 28 年 9 月）を基に作成

図 海岸保全施設図

2. 2 避難対象地域

避難対象地域は、千葉県津波浸水想定で示された津波浸水想定区域にかかる「町丁目」を設定した。

表 避難対象地域

町丁目名	町丁目名	町丁目名
宮本1丁目	南本町	本中山3丁目
宮本2丁目	本町1丁目	本中山4丁目
宮本3丁目	本町2丁目	本中山5丁目
宮本4丁目	本町3丁目	本中山6丁目
宮本5丁目	本町4丁目	本中山7丁目
宮本6丁目	本町5丁目	夏見1丁目
宮本8丁目	本町6丁目	夏見5丁目
宮本9丁目	海神1丁目	東町
市場1丁目	海神6丁目	南海神1丁目
市場2丁目	海神町東1丁目	南海神2丁目
市場3丁目	海神町西1丁目	日の出1丁目
浜町1丁目	海神町南1丁目	日の出2丁目
浜町2丁目	海神町2丁目	栄町1丁目
浜町3丁目	海神町3丁目	栄町2丁目
若松1丁目	西船1丁目	西浦1丁目
若松2丁目	山野町	西浦2丁目
若松3丁目	印内町	西浦3丁目
湊町1丁目	葛飾町2丁目	高瀬町
湊町2丁目	本郷町	潮見町
湊町3丁目	二子町	

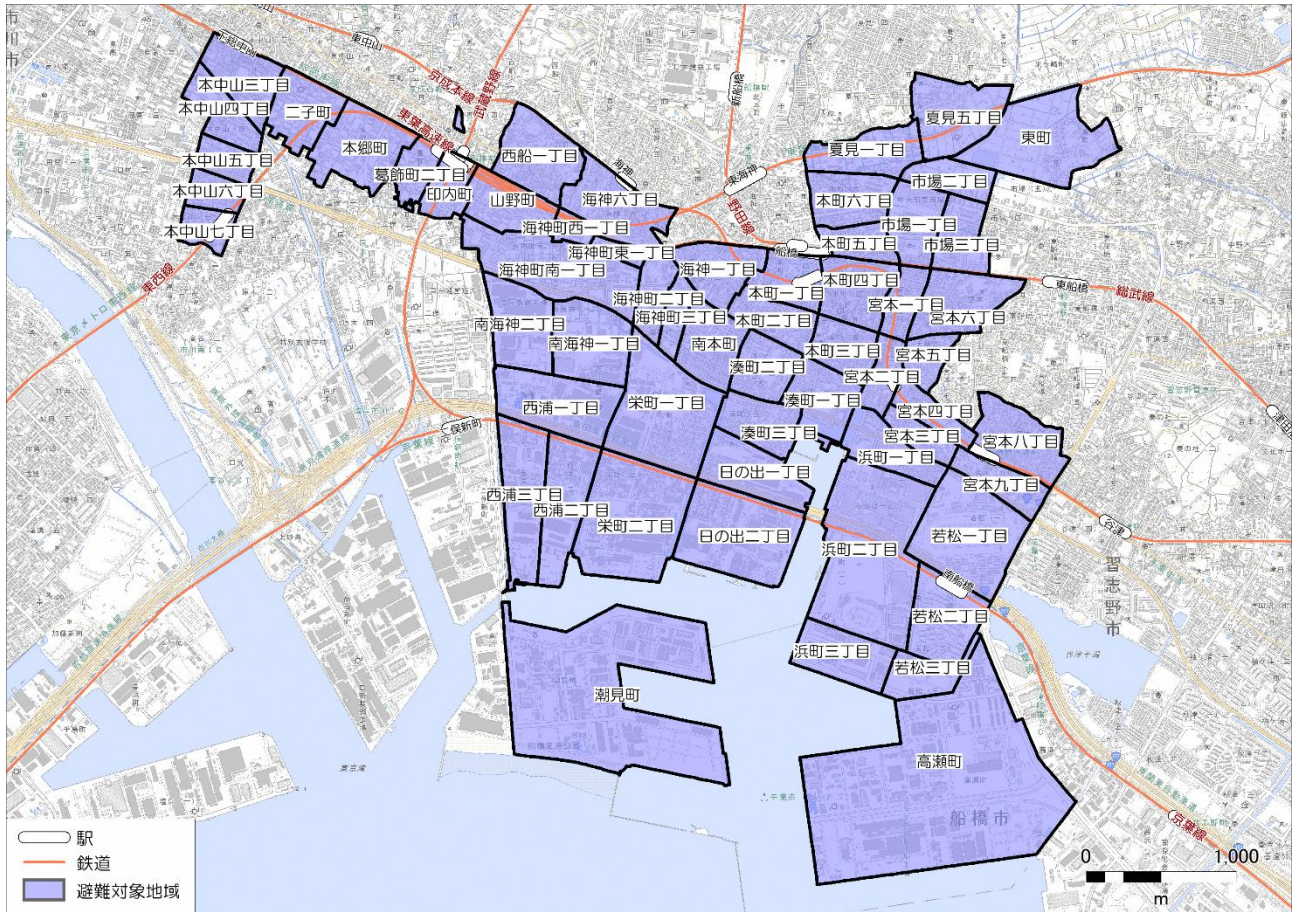


図 避難対象地域（薄い青色の範囲）

表 避難対象地域の避難想定人口（１）

赤字斜体：夜間人口よりも滞留人口が多い地域

町丁目	町丁目面積 (ha)	昼間 町丁目滞留 人口の推計値 (人)(A)	夜間 町丁目 夜間人口 (人)(B)	避難想定人口(人) (A)と(B)の大きい方
宮本1丁目	10.2	1,267	2,075	2,075
宮本2丁目	10	1,242	2,238	2,238
宮本3丁目	8.9	1,105	1,465	1,465
宮本4丁目	10.3	1,279	1,342	1,342
宮本5丁目	9.1	1,130	811	1,130
宮本6丁目	22.3	2,770	3,322	3,322
宮本8丁目	23.7	2,943	2,663	2,943
宮本9丁目	12.9	1,602	1,981	1,981
市場1丁目	17.6	2,186	419	2,186
市場2丁目	11.8	1,466	378	1,466
市場3丁目	15.7	1,950	2,174	2,174
浜町1丁目	16.8	1,027	2,833	2,833
浜町2丁目	69.3	4,238	8,491	8,491
浜町3丁目	20.3	1,241	0	1,241
若松1丁目	38.1	2,330	299	2,330
若松2丁目	27.7	1,694	3,289	3,289
若松3丁目	12.6	770	0	770
湊町1丁目	18.9	1,156	1,815	1,815
湊町2丁目	15.3	936	4,141	4,141
湊町3丁目	16.4	1,003	1,737	1,737
南本町	19.4	1,186	3,165	3,165
本町1丁目	14.8	905	1,987	1,987
本町2丁目	14.2	1,764	2,916	2,916
本町3丁目	14.2	1,764	2,476	2,476
本町4丁目	19.4	2,409	3,546	3,546
本町5丁目	10.4	1,292	3,163	3,163
本町6丁目	18.3	2,273	2,725	2,725
海神1丁目	18.3	2,273	3,105	3,105
海神6丁目	23.9	2,968	2,685	2,968
海神町東1丁目	5	306	438	438
海神町西1丁目	5.2	318	629	629
海神町南1丁目	40.4	2,470	6,555	6,555
海神町2丁目	11.5	703	1,350	1,350
海神町3丁目	7.6	465	1,050	1,050

表 避難対象地域の避難想定人口（2）

赤字斜体：夜間人口よりも滞留人口が多い地域

町丁目	町丁目面積 (ha)	昼間 町丁目滞留 人口の推計値 (人)(A)	夜間 町丁目 夜間人口 (人)(B)	避難想定人口(人) (A)と(B)の大きい方
西船1丁目	24.6	3,658	2,928	3,658
山野町	17.9	2,662	2,712	2,712
印内町	11.8	1,755	1,946	1,946
葛飾町2丁目	10.2	1,517	2,245	2,245
本郷町	26.5	3,940	5,687	5,687
二子町	18.3	2,721	4,393	4,393
本中山3丁目	18.1	2,691	4,260	4,260
本中山4丁目	13.6	2,022	3,482	3,482
本中山5丁目	8.7	1,294	1,617	1,617
本中山6丁目	8.8	1,308	1,869	1,869
本中山7丁目	8.6	1,279	1,056	1,279
夏見1丁目	19.5	1,440	2,986	2,986
夏見5丁目	26.3	1,942	1,354	1,942
東町	40.1	2,227	532	2,227
南海神1丁目	26.2	1,602	297	1,602
南海神2丁目	22.9	1,400	0	1,400
日の出1丁目	26	1,590	560	1,590
日の出2丁目	38.8	2,373	788	2,373
栄町1丁目	45.6	2,788	2,873	2,873
栄町2丁目	47.1	2,880	139	2,880
西浦1丁目	29.7	1,816	X*	1,816
西浦2丁目	24.3	1,486	X*	1,486
西浦3丁目	27.8	1,700	0	1,700
高瀬町	165.5	10,120	323	10,120
潮見町	113.9	6,965	13	6,965
合計	1431.3	119,605	119,323	160,150

出典：船橋市人口統計資料 町丁別・年齢別人口（令和4年4月1日時点）
第6回東京都市圏パーソントリップ調査（平成30年）

※プライバシー保護の観点から、秘匿措置を講じ、情報を「X」で表示しています。

2. 3 避難目標

住民の避難の目安となる避難目標を、避難対象地域を6つの区域に分けて以下のように設定する。

<目安となる避難目標>

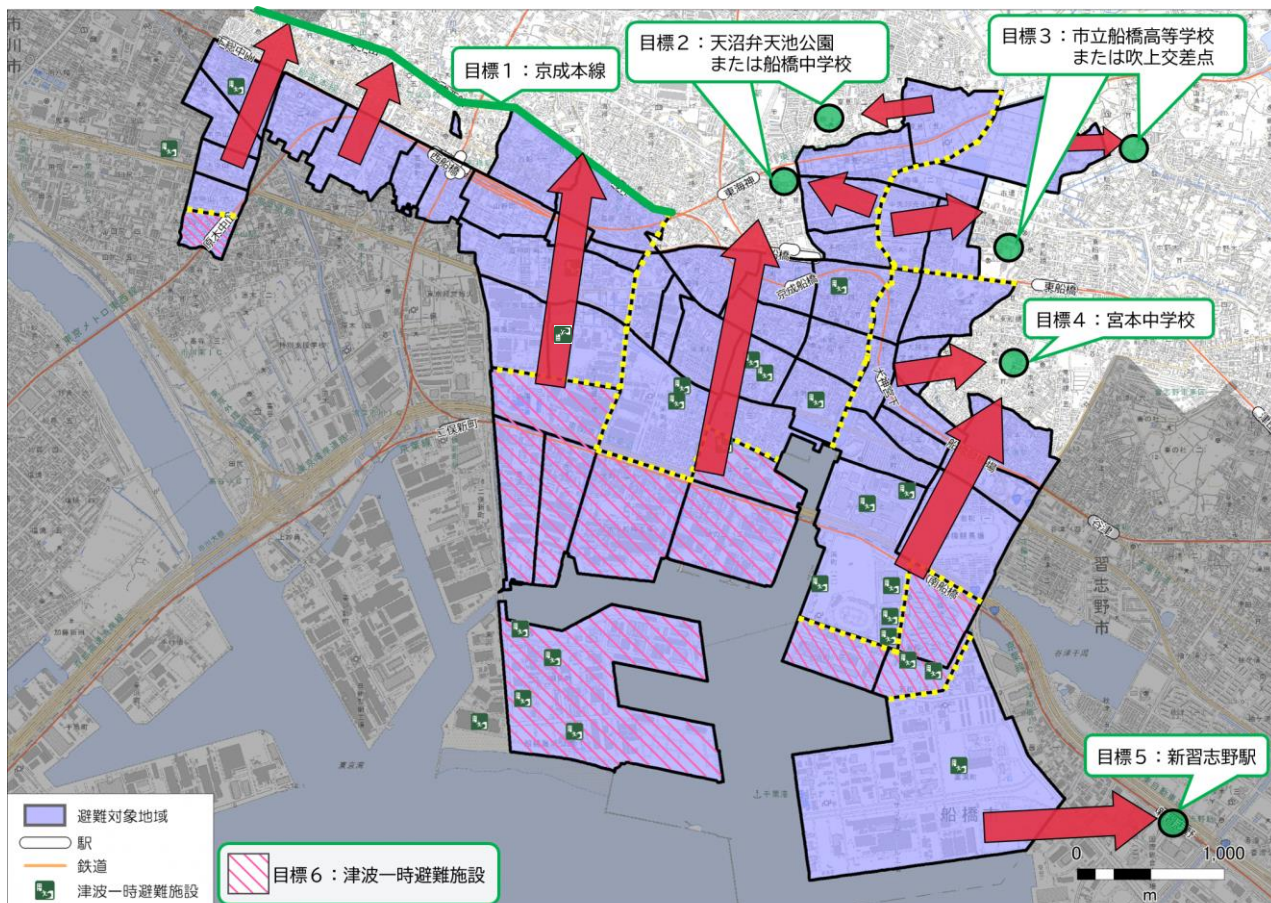


図 目安となる避難目標

※避難目標は、避難対象地域にいる人が避難する際のシンボルであり、その場所まで避難を強いるものではない。

番号	目安となる避難目標	対象地域
1	京成本線	海神川より西の地域
2	天沼弁天池公園または船橋中学校	海神川と海老川に挟まれた地域
3	市立船橋高等学校または吹上交差点	海老川より東、JR 総武線より北の地域
4	宮本中学校	海老川より東、JR 総武線より南の地域 (高瀬町を除く)
5	新習志野駅	高瀬町
6	津波一時避難施設 ※海側方向への移動は危険が伴うため、 矢印に従って内陸の施設を目指すこと。	浜町三丁目、若松二～三丁目、本中山 七丁目、日の出一～二丁目、栄町二丁 目、西浦一～三丁目、潮見町

2. 4 津波一時避難施設・避難路の指定

※詳細は、「資料1. 船橋市津波避難マップ（地区別）」参照

(1) 津波一時避難施設の指定

津波一時避難施設は令和5年3月現在、津波警報等発表時に緊急避難先として開設される公共施設12か所、民間施設13か所が指定されている。

◇公共施設（船橋市管理施設）：12か所

番号	施設名	住所	受け入れ可能人数
1	船橋市 市庁舎	船橋市湊町 2-10-25	3,687人
2	湊町小学校	船橋市湊町 1-16-5	1,483人
3	南本町小学校	船橋市栄町 1-7-1	1,518人
4	若松小学校	船橋市若松 3-2-4	1,447人
5	若松中学校	船橋市若松 3-2-3	1,519人
6	湊中学校	船橋市日の出 1-1-2	1,105人
7	南部清掃工場 工場棟	船橋市潮見町 38	756人
8	ふなばし三番瀬環境学習館	船橋市潮見町 40	1,250人
9	高瀬下水処理場上部運動広場（タカスポ）	船橋市高瀬町 56-1	21,000人
10	船橋小学校	船橋市本町 4-17-20	715人
11	海神南小学校	船橋市海神町南 1-1510	478人
12	小栗原小学校	船橋市本中山 3-16-12	1,015人

◇民間施設：13か所

番号	施設名	住所	受け入れ可能人数
1	三井物産グローバルロジスティクス株式会社 東関東支店東浜流通センター	市川市東浜 1-2-1	9,245人
2	アイシーエクスプレス株式会社 京葉物流センター	船橋市潮見町 35-3	安全避難受入可能と 同社が判断する数
3	京葉港湾労働者福祉センター	船橋市潮見町 32-3	216人
4	京葉ガス株式会社 船橋倉庫	船橋市南海神 1-7-1	911人
5	三井ショッピングパークららぽーと TOKYO-BAY	船橋市浜町 2-1-1	18,769人
6	IKEA Tokyo-Bay	船橋市浜町 2-3-30	5,107人
7	ビビット南船橋	船橋市浜町 2-2-7	10,000人
8	コナミスポーツクラブ船橋	船橋市湊町 2-8-45	2,300人
9	ダイアパレスライブシティ 船橋	船橋市栄町 1-9-1	最大 2,000人
10	ワンダーベイシティ SAZAN	船橋市浜町 2-3-31～34	1,280人
11	グランドホライゾン・トーキョーベイ	船橋市浜町 2-3-35～37	約 12,000人
12	スーパーオートバックス市川 立体駐車場	市川市鬼高 3-32-12	3,124人
13	三井不動産ロジスティクスパーク 船橋Ⅱ 立体駐車場棟	船橋市浜町 2-6-25	2,530人

※ 津波の被害を少しでもおさえられるよう、「津波一時避難施設の要件」を満たす建物の所有者や管理者の方に向けて、できる限り避難者の受け入れを協力して頂けるよう呼び掛けることを検討していく。

＜津波一時避難施設の要件：船橋市津波一時避難施設指定基準（平成 31 年 3 月）より＞

項目	要件
施設の所在地	・避難対象地域内、または同地域に隣接する地域
構造	・耐震性が確保された ^{※1} RC（鉄筋コンクリート造）、SRC（鉄骨鉄筋コンクリート造）の構造物 ・耐震性の確保された、高い開放性を有する ^{※2} S（鉄骨造）の構造物（自走式自動車車庫（立体駐車場）など）
高さ（階高） ^{※3}	・浸水想定区域における浸水深 ^{※4} に相当する階に 2 を加えた階以上の建物（想定される浸水深 3m（2階の高さ）の場合は4階以上） ただし、浸水深が 1m 以下の場合は 2 階以上の建物

※1「耐震性が確保された」とは、耐震診断によって安全性が確保されていること又は新耐震設計基準（昭和 56 年施行）に適合していること。

※2「高い開放性を有する」とは、津波が通り抜けることにより建築物等の部分に津波による波力の影響を受けにくい構造のもの。

※3 屋上がある場合はそれを 1 階とみなす。

※4 浸水深は、その建物の存する地点の浸水深（千葉県津波浸水想定による）とする。

(2) 津波避難路の設定

津波避難を行うとき、避難対象地域から避難対象地域の外または津波一時避難施設までの、避難に用いる候補となる避難路について、地域の状況を考慮したうえで市が設定するものである（詳細は、資料1. 船橋市津波避難マップ（地区別）参照）。

<避難路の設定条件>

- ア 幅員はできる限り広く、かつ迂回路が確保されている道路とする。
- イ 徒歩避難を前提として、高速道路等の自動車専用道路（下図参照）を除く道路とする。
- ウ 津波が予測よりも早く到達することを想定し、沿岸部および水路沿いの道路は対象外とする。
- エ 津波の河川遡上を想定し、河川沿いの道路は対象外とする。
※南海神川、真間川、花輪川、谷津川沿いの道路については、地形的に避難路の対象外とすることができないため、注意喚起をしたうえで、避難路とする。

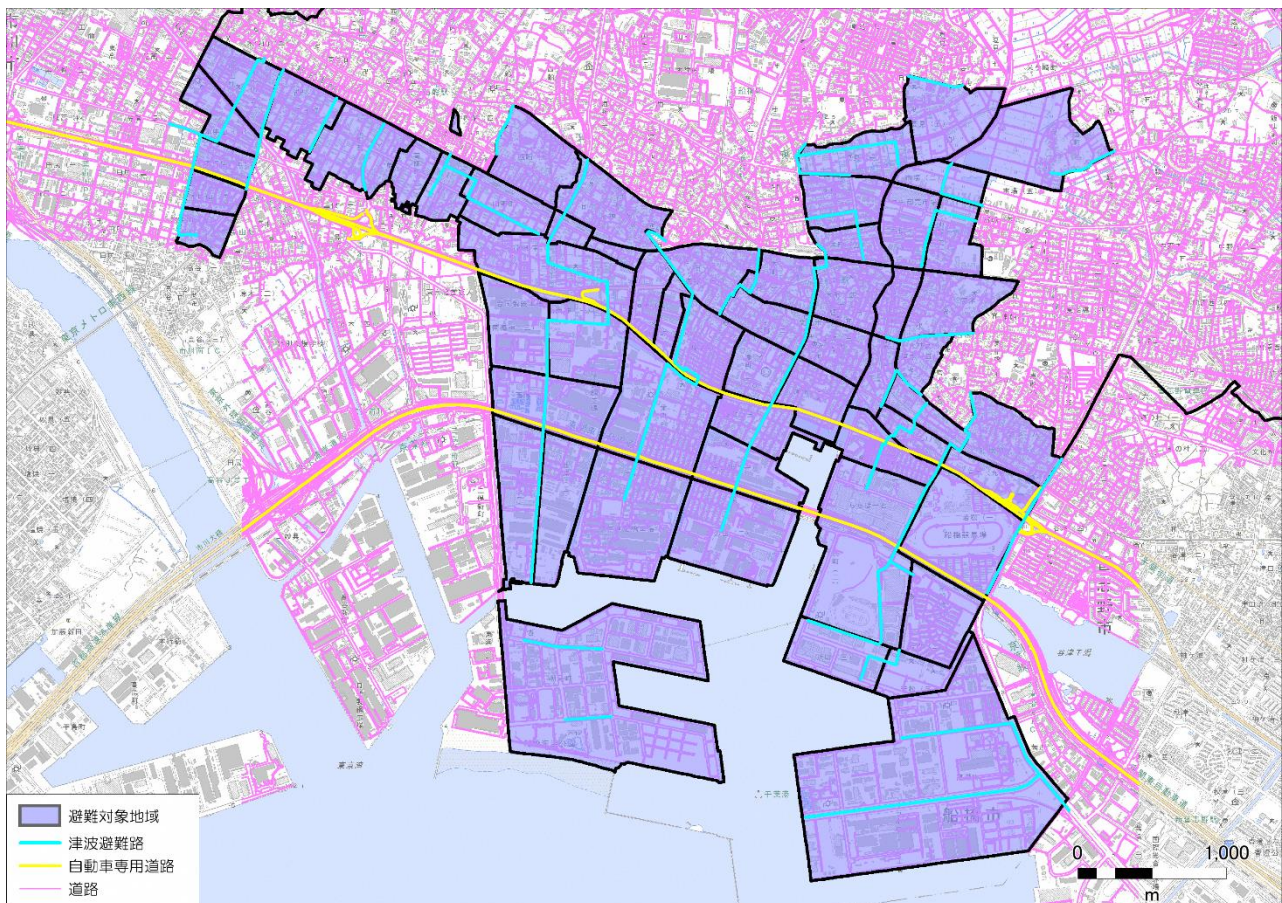


図 津波避難路

2. 5 避難方法

(1) 津波避難の基本行動

地震による大きな揺れや、弱くても長い揺れを感じた時は、テレビやラジオ等で直ちに情報収集をする。また、津波警報等や避難指示の情報を得た時は、直ちに自ら避難することを判断し、津波到達予想時刻までに避難行動を完了させることが求められる。

避難方法としてとるべき基本行動

- ① 避難対象地域の外側（避難目標を目安として更に先）の安全な場所（避難施設等）に徒歩で速やかに移動する。
- ② 津波一時避難施設や頑丈な建物（鉄筋コンクリート造もしくは鉄筋鉄骨コンクリート造の建物など）の上階へ移動する。
- ③ ただし、個人の身体、体力により、とることが出来る避難行動は異なるため、状況に応じた自助、共助により、出来る限りの避難行動で安全確保に努める。

※避難行動を完了させる目安となる津波到達時刻は、地震の規模（マグニチュード）や発生場所、また地震発生から避難行動を開始する時間により、避難行動にあてられる時間は異なる。そのためにも、津波に関する情報収集と、速やかに避難行動に移す率先行動が大変重要となる。

※津波発生の恐れがある場合、海岸や河川の周辺浸水が予想されている区域から離れることが基本であり、津波到達時刻までの時間が不明もしくは短いと予想される場合は、「頑丈な建物の上階」へ避難する。

※地下街や地下室等は、津波到達により浸水する恐れがあるため、速やかにその場を離れ、安全な場所に避難する。

※津波による漂流物を考慮して、特に浸水想定区域では、出来る限り海に面する場所や施設から離れた建物などに避難し、安全確保する。

(2) 避難方法の基本的なパターンについて

地震発生からの各時点において、その時滞在する場所に応じた市民に求める行動（避難方法）を、千葉県津波避難計画策定指針が定める「徒歩避難可能な距離の限界とする1,000m程度」を基準として、以下のA～Cの「3種類の避難パターン」に分類し、地域の特徴を考慮した各地区の代表的な避難方法、避難推奨ルートを「資料1. 船橋市津波避難マップ（地区別）」として取りまとめる（対象地域は次ページ参照）。

※この設定は避難方法の目安であり、より遠くへ避難することを制限するものではない。

A 避難対象地域の外までの「距離が近い」地域

地震発生

津波到達予想時刻

避難方法A

避難対象地域の外まで近く、到達しやすい地域であり、避難対象地域の外を目指すことを基本とする。

避難対象地域の外へ避難

頑丈な建物の上階等へ緊急避難

「避難対象地域の外」を徒歩避難で目指すことを基本とする地域である。
ただし、当該地域において「津波到達予想時刻」となった場合、または身体、体力的に徒歩避難が困難な場合、自宅を含む「頑丈な建物の上階」などへの垂直避難で安全を確保することも避難行動とする。

B 避難対象地域の外までの「距離が1,000mほど」の地域

地震発生

(津波到達予想時刻 - 30分程度)

津波到達予想時刻

避難方法B

避難対象地域の外を目指すことを基本に、津波到達予想時刻までの時間などの状況により、津波一時避難施設や頑丈な建物の上階に垂直避難する。

避難対象地域の外へ避難

津波一時避難施設へ避難

頑丈な建物の上階等へ緊急避難

「地震発生」当初は「避難対象地域の外」を目指して徒歩避難を開始する。当該地域において、概ね「津波到達予想時刻の30分前」を経過した場合、「津波一時避難施設」へ避難する。
「津波到達予想時刻」となった場合、または身体、体力的に徒歩避難が困難な場合、自宅を含む「頑丈な建物の上階」などへの垂直避難で安全を確保することも避難行動とする。

C 避難対象地域の外までの「距離が遠い」地域

地震発生

津波到達予想時刻

避難方法C

避難対象地域の外まで距離が遠く、周辺の津波一時避難施設、頑丈な建物の上階に垂直避難する。

津波一時避難施設へ避難

頑丈な建物の上階等へ緊急避難

避難対象地域の外まで距離がある（千葉県が定める「徒歩避難可能な距離の限界とする1,000m程度」を超える）ため、周辺の「津波一時避難施設」を徒歩避難で目指すことを基本とする地域である。
「津波到達予想時刻」となった場合、または身体、体力的に徒歩避難が困難な場合、自宅を含む「頑丈な建物の上階」などへの垂直避難で安全を確保することも避難行動とする。

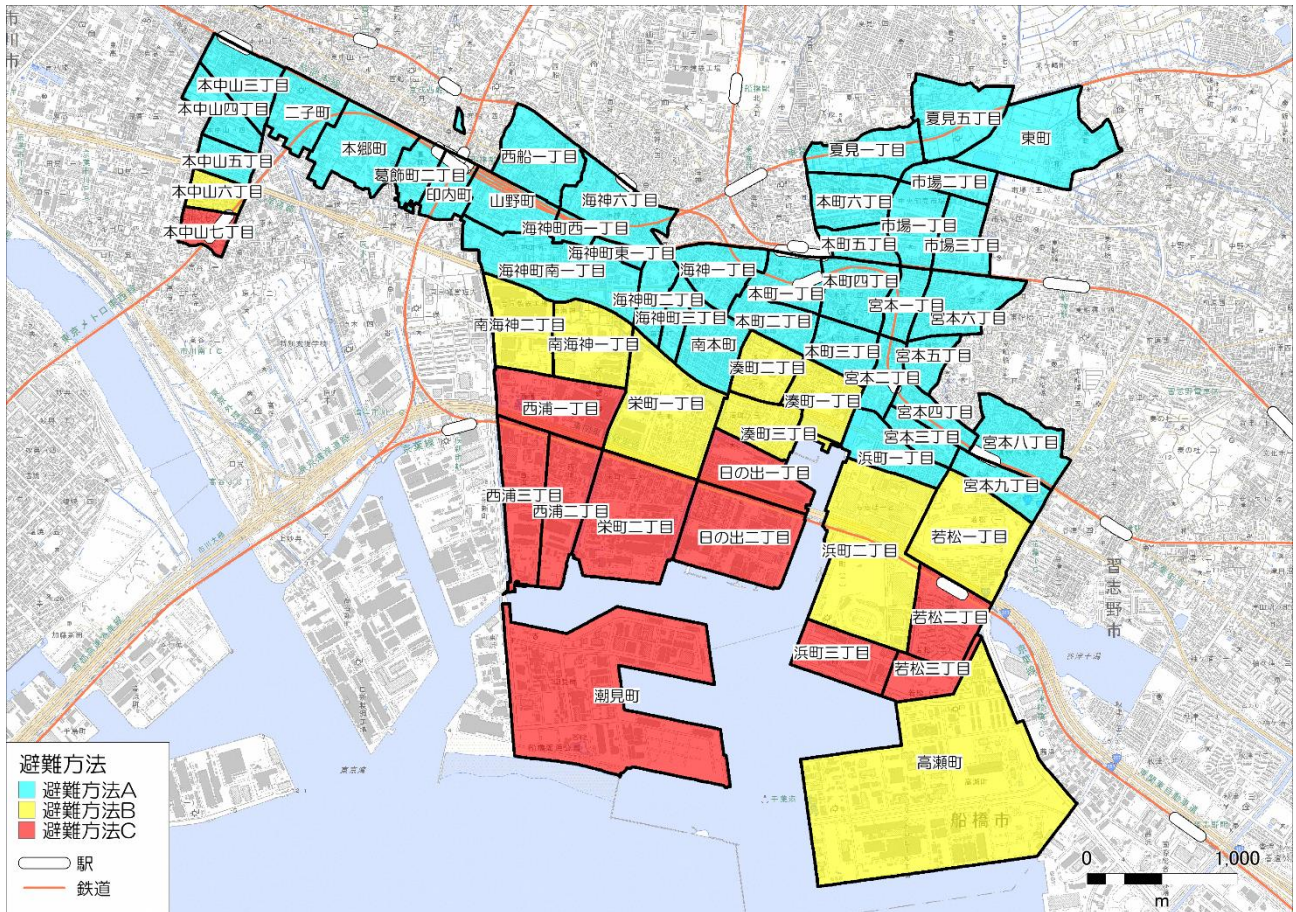


図 各町丁目の避難方法の基本パターン

※詳細な情報は「資料1. 船橋市津波避難マップ（地区別）」を参照

■ 安全な避難行動のための大切な時刻 …… 津波到達予想時刻

本計画の想定である、千葉県津波浸水想定では、津波到達時間を「地震発生から70分」と予測しています。

つまり、この津波の例では地震発生から「70分間」が、「安全に避難行動がとれる時間帯」であり、この間に避難行動を完了し安全確保することが必要とされます。

津波到達予想時刻 ⇒ 避難行動を完了させる目標時刻

ただし、地震の規模や発生場所により津波到達予想時刻は異なり、また、地震発生から避難行動を開始するまでの時間によっても、実際に避難行動をとる時、安全に避難行動がとれる津波到達予想時刻までの残された時間は変わります。

つまり安全な避難行動をとるためには、テレビ、ラジオ、いなばし情報メール（いなばし災害情報）など、あらゆる手段で情報を得ることが大変大切となります。

(3) 避難手段

原則として、避難目標に向けて徒歩で避難する。

なお、避難にあたって自動車、オートバイ、自転車等を利用することは、次の理由等により円滑な避難が現実的でない。

- ア 家屋の倒壊、落下物等により道路が閉塞するおそれがあること
- イ 多くの避難者が自動車を利用した場合、渋滞や事故発生のおそれがあること
- ウ 自動車利用が徒歩による円滑な避難を妨げるおそれがあること
- エ 季節や時間帯によっては、既に渋滞が発生しているおそれがあること
- オ 停電により信号機が停止した場合、自動車による通行が困難になること



図 避難方法の概念（千葉県津波浸水想定での事例を示すもの）

2. 6 避難誘導

津波避難の際は、地震発生から津波到達予想時刻までの限られた時間に迅速な避難行動が必要だが、特に休日夜間など市や関係機関による初動対応に時間を要する可能性がある。そのため、住民等による自助、共助に基づく自主的、率先的な避難行動を中心に、市、および関係機関等による周知、広報活動を主体とする避難誘導等を含めた災害対応との連携により安全の確保を図る。

(1) 地域住民等相互の避難誘導

地域住民等は、津波注意報・警報および避難指示等に注視しつつ、地域住民等による共助により歩行困難者等を支援しながら、周辺の被災状況に応じて適切な避難誘導（2. 5 (1)～(3)を参照）を行う。避難誘導にあたる者は、特に以下の点に留意する。

- ア 避難経路上での誘導
- イ 地震発生からの活動限界時間（津波の第一波到達予想時刻にあたる）
[参考] 千葉県津波浸水想定では地震発生から70分で津波が到達すると予想されており、この場合70分が活動限界時間となる。
- ウ 避難経路の道路閉塞の状況に応じた迂回指示
- エ 活動限界の残り時間を考慮し、近隣の津波一時避難施設や、頑丈な建物の上階への避難誘導、緊急避難（垂直避難）の周知、広報、誘導を行う。
- オ 自身の安全を大前提とした行動を心がける。

(2) 市による避難誘導

災害初動においては、先のとおり地域住民等による自立した避難行動が大切であるが、情報発信や伝達、津波一時避難施設等での受け入れ、避難誘導や注意喚起等については、市や関係機関による活動と、避難行動をとる市民等との連携があつてこそ、無用な混乱のない避難行動と安全確保に繋がる。

そのためにも、市は、関係機関と災害時の周知・広報、および避難誘導等を含めた災害にかかる対策や情報の共有を図るとともに、地域住民等による避難行動について、周知、啓発、広報、そして指導を行うものとする。

■ 東京湾内湾への津波注意報、警報等発表の初動時に情報を得る方法は？

報道機関・インターネット：各種情報、ニュース配信元

テレビ（データ放送を含む）、ケーブルテレビ、ラジオ、インターネット情報サイトなど

各種メール配信サービス：警報発表時に配信されるメールサービス

ふなばし情報メール（ふなばし災害情報）（市）、ちば防災メール（県）、エリアメール（携帯各社）など

船橋市防災行政無線：市内のスピーカーから流れる市の緊急放送

津波注意報・津波警報・大津波警報の発表と解除、津波到達予想時刻、避難指示など

※警報連動による自動放送、手動放送があります。「3. 4 津波警報・注意報等の発表基準と周知広報」を参照

第3章 初動体制

3. 1 初動体制および連絡

勤務時間外に、津波注意報又は津波警報等が発表された場合の、市職員の連絡・配備体制は、船橋市地域防災計画の「初期参集条件」に従い、動員指令を待つことなく自ら所定の非常参集先に参集する。また、市長の決定による配備が決定された場合は、各部（局）長から各所属長に伝達を行う。

(1) 参集および初動の活動方針について

- ア 自らの安全確保を前提として非常参集、災害および津波対応を行うものとする。
- イ 津波浸水想定区域内の避難施設等へ参集し活動する職員は、安全確保を前提として市の責務である情報発信と伝達、周知広報を最優先としてあたるものとする。
- ウ 災害および津波対応の参集、活動時には、周辺状況を総合的に評価した上、自らが対応すべき事案に優先順位をつけ、周知広報および避難誘導等を含めた災害対応にあたるものとする。

(2) 職員の参集条件の設定

ア 津波注意報が発表された場合

震度・津波	参集職員	参集場所 ^{注3}
1. 市内で震度5弱 2. <u>東京湾内湾に津波注意報の発表</u> 3. 東海地震注意情報の発表 4. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表	部課長職以上職員 各施設長 ^{注1} 危機管理課の全職員	勤務場所

イ 津波警報以上の発表がされた場合

震度・津波	参集職員		参集場所 ^{注3}
1. 市内で震度5強以上 2. <u>東京湾内湾に大津波警報・津波警報の発表</u>	全ての職員 ^{注2}	避難所非常参集職員	各指定避難所
		職場非常参集職員	勤務場所

出典：船橋市地域防災計画

●上記ア、イにかかる各補足事項

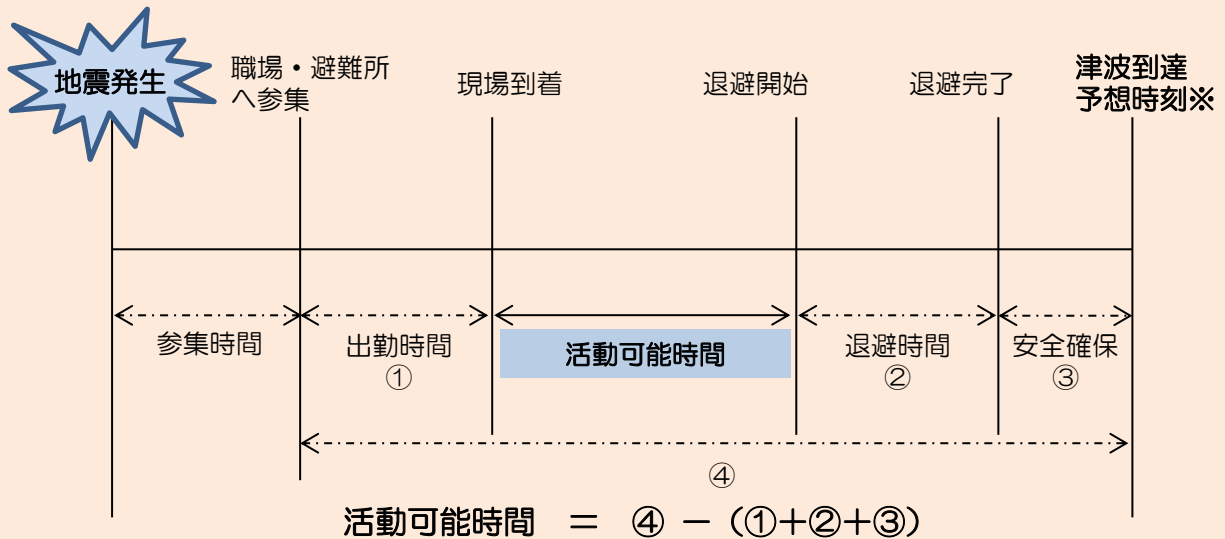
注1 各施設長は、所長、場長、館長、園長など

注2 全ての職員（常勤職員と再任用職員）が非常参集職員であり、参集場所により避難所非常参集職員か職場非常参集職員となる。

注3 参集職員は、自身の安全確保に努めること。

- 浸水想定区域内にある宿泊可能避難所は「湊町小学校」、「南本町小学校」、「若松小学校」、「市場小学校」、「海神南小学校」、「小栗原小学校」、「湊中学校」、「若松中学校」、「中央公民館」、「浜町公民館」、「武道センター」、「青少年会館」である。
- 強い揺れ又は弱くてもゆっくりとした長い揺れを感じた場合は、参集条件に満たない場合であっても、情報を収集し各自の判断で参集する。

＜活動可能時間の判断イメージ＞



- 「津波到達時刻」は津波により異なるため、気象庁から津波警報以上が発表された時は、警報対象地域が「東京湾内湾」であること、「津波到達予想時刻」を確認すること。
- 本計画の津波浸水想定は、千葉県津波浸水想定に基づいており、このケースの「津波到達予想時刻」は「地震発生から70分後」となっている。
- 「活動可能時間」を迎えた場合は、活動途中でも津波一時避難施設や頑丈な建物（鉄筋コンクリート造もしくは鉄筋鉄骨コンクリート造の建物など）の上階への退避、緊急避難を開始し、津波到達予想時刻までには安全確保を完了する。
- 津波の危険が迫っている時は、自らの退避をしつつ、住民の避難誘導等を行う。

出典：東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方に関する検討会 中間報告書

(3) 職員参集における初動の例

- ア 自らの安全確保と家族等の安否確認。
- イ 参集先へ向かいながら、状況に応じて避難行動を促す周知、広報を行う。
- ウ 周囲の被災状況を総合的に評価し、対応が必要な事項に優先度をつけ災害対応にあたる。
- エ 津波の初動対応は、津波第一波が到達するまでの間に限られていることから、市の責務に位置づけられる周知、広報を主体として行う。
- オ 上記「エ」の対応にあたりながら、さらに余裕がある、または緊急対応として必要があると判断し、安全確保ができる場合には避難誘導など他の災害対応を実施するものとする。

(4) 職員参集にかかる情報取得と参集手段の確保

ア 職員メールの受信

職員メールを受信した場合、速やかに職員本人および家族等の安否、参集可否や周辺状況を、メール本文に掲載された、回答用 Web サイトへアクセスして回答する。

イ テレビ・ラジオ（自動参集）の情報による確知

地震による大きな揺れや弱くてもゆっくりとした長い揺れを感じた時は、テレビやラジオで直ちに情報収集を行う。

(5) 参集手段

公共交通機関や二輪車、徒歩など、その時の状況に応じて迅速に参集できると思われる手段を各自選択し、参集を開始する。

日頃から各職員は、公共交通機関の運休や交通渋滞の発生時でも参集できる手段について検討し、実践するなどして備えるものとする。

また、参集の過程では、必要に応じて市民への周知広報、避難誘導等、または救助救出など、周囲へ協力を求めつつ、対応を心がける。

3. 2 配備体制

表 地震災害時の配備体制の時期および内容【地震】

	種別	指揮	配備時期 ^{※1}	配備体制
災害対策本部 設置前	各課対応	—	1 市域で震度4のゆれを観測したとき 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意）が発表されたとき 3 その他の状況により各部長が必要と認めたとき ^{※2}	1 各部局で職員動員数を決定し、災害対応に従事する体制とする。 2 事態の推移に伴い速やかに高次の体制に移行しうる体制とする。
災害対策本部 設置後	非常第1配備	市長	1 市域で震度5弱のゆれを観測したとき 2 東京湾内湾に津波注意報が発表されたとき 3 東海地震注意情報が発表されたとき 4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき 5 その他の状況により市長が必要と認めたとき	1 災害対策本部を設置し、災害対応に従事する体制とする。 2 各班において定める職員動員計画に基づき、必要な職員数を配備し、状況に応じて増員を行える体制とする。 3 事態の推移に伴い速やかに非常第2配備に移行しうる体制とする。
	非常第2配備		1 市域で震度5強以上のゆれを観測したとき 2 東京湾内湾に大津波警報・津波警報が発表されたとき ^{※3} 3 その他の状況により本部長が必要と認めたとき	1 災害対策本部を設置し、全ての職員が災害対応に従事する体制とする。（配備時期1・2に該当する場合は自動設置） 2 交代体制を確保するため、職員を3グループに区分する。

※1 震度計の不具合等により、万一、市内の震度計が計測、発表されなかった場合は、隣接市（市川市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、白井市）のいずれかの市の最も高い震度を基準に配備体制を決定する

※2 その他の状況とは、公共交通網が甚大な被害を受け、運休が予想される場合などを指す。

※3 海外等遠地における地震による津波が予想される場合、事前に配備検討を行い、職員の参集体制等を決定する

出典：船橋市地域防災計画

3. 3 津波情報等の収集

[緊急情報の確知]

災害に関する緊急情報の確知は、主として千葉県防災情報システムおよび全国瞬時警報システム（J-ALERT）により伝達されており、津波警報等についても同様にこれらにより詳細情報の配信を受けることとなる。

[津波情報の早期収集]

気象庁が行う津波予報は、地震発生後3分程度で発表されることになっているが、近地地震による津波対策としては間に合わない場合が予想される。このため、震度4以上の揺れを感じた時は、次のとおり、市の情報収集体制を確立する。

- ① 水位テレメータ装置の監視強化（葛南港湾事務所を通じて各水門のデータを取得）
- ② 市域に関するテレビ・ラジオ放送による情報
- ③ 支援協定先の事業所等、防災 MCA 無線が設置されている施設や事業所からの情報提供

[水門・陸閘の閉鎖、および海岸保全施設に関する情報]

津波注意報・警報等が発表された時は、防災MCA無線などを活用し、水門や陸閘（陸側の防水壁）、護岸壁といった海岸保全施設を所管する「葛南港湾事務所」や「海老川水門」などと連絡を取り、水門等の閉鎖状況や水位の状況などの情報収集に努める。

なお、参考までに船橋市域にかかる潮位のデータは気象庁、国交省、海上保安本部などの観測地点は無いが、現状で市が入手できる参考的な値として、葛南港湾事務所先の水路上にある「潮位計」、および各水門に設置されている水門の内外の潮位変動の観測データは、傾向をつかむためのデータとして提供を受けることができる。

※防災 MCA 無線の連絡先番号は「船橋市地域防災計画資料編」を参照

3. 4 津波警報・注意報等の発表基準と周知広報

(1) 気象庁発表の津波に関する警報・注意報の種類

気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報、または津波注意報を発表する。また、津波による被害の心配がない場合、若干の海面変動が予想される場合には、津波予報が発表される。

なお、大津波警報は、甚大な被害が予想される場合に発表される「特別警報」に位置づけられている。

表 津波警報・注意報等の種類

分類	発表基準	発表する津波の高さ		解説文
		数値による発表 (津波の予想高さによる区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高)	巨大	①大きな津波が襲い甚大な被害が発生する可能性があります。 ②沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波一時避難施設など安全な場所へ避難してください。 ③津波は繰り返し襲ってきます。警報が解除されるまで、安全な場所から離れないでください。
		10m (5m<予想高≤10m)		
		5m (3m<予想高≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高≤3m)	高い	①津波による被害が発生する可能性があります。 (以下、大津波警報の②・③と同様)
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高≤1m)	(発表しない)	①海の中や海岸付近は危険です。 ②海の中にいる人はただちに海からあがり、海岸から離れてください。 ③潮の流れが速い状態が続きますので、注意報が解除されるまで海に入ったり、海岸に近づいたりしないようにしてください。

(2) 気象庁が発表する津波情報の種類

気象庁は、大津波警報、津波警報、または津波注意報を発表した場合、「津波の到達予想時刻」や「予想される津波の高さ」などを津波情報として発表する。

表 津波情報の種類

予報・情報の種類	内容
津波の到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合の観測データにより、沿道に顕著な津波が押し寄せる恐れが認められた場合に沖合での数値、沿岸で推定される高さを発表

(3) 津波警報・注意報等の広報文

市は、気象庁による津波情報の発表および J-ALERT からの津波警報と大津波警報の伝達を受け、防災行政無線などを通じて以下の例文を参考に津波情報の伝達を行う。

なお、津波警報等が発表され、J-ALERT による自動放送に位置づけられている項目については、防災行政無線は即座に気象庁からの発表に応じた広報文の放送、サイレン吹鳴などを行う。また、ふなばし情報メール（ふなばし災害情報）も同様に J-ALERT に連動して自動で警報発表のメールを発信する（国の J-ALERT 広報文を市では変更できない。）。

表 津波情報の広報文例

津波情報	広報文例
津波注意報	<p><J-ALERT による自動放送> 津波注意報が発表されました。</p> <p><手動による放送> (サイレン吹鳴の後、以下を読み上げる) こちらは船橋市です。 津波注意報の発表により、海岸付近にいる方に避難指示を出しました。 海岸付近にいる方は、すぐに海から離れ、高い場所に避難してください。 今後、テレビ、ラジオ等の情報に十分注意してください。 (適宜、繰り返し)</p>
津波警報	<p><J-ALERT による自動放送> 津波警報が発表されました。</p> <p><手動による放送の場合> (サイレン吹鳴の後、以下を読み上げる) こちらは船橋市です。 津波警報の発表により、避難対象地域に避難指示を出しました。 直ちに、避難を開始し、海から離れ、高い場所に避難してください。 (適宜、繰り返し)</p>
大津波警報	<p><J-ALERT による自動放送> ① 東日本大震災クラス【特別警報】 大津波警報。大津波警報。 東日本大震災クラスの津波がきます。 ただちに高台に避難してください。</p> <p>② ①以外の大津波警報 大津波警報。大津波警報。 ただちに高台に避難してください。</p> <p><手動による放送の場合> (サイレン吹鳴の後、以下を読み上げる) こちらは船橋市です。 大津波警報の発表により、避難対象地域に避難指示を出しました。 直ちに、避難を開始し、海から離れ、高い場所に避難してください。 (適宜、繰り返し) ※必要に応じてより強い口調で行う。 大津波警報発表により、避難対象地域に避難指示。大至急避難せよ。</p>

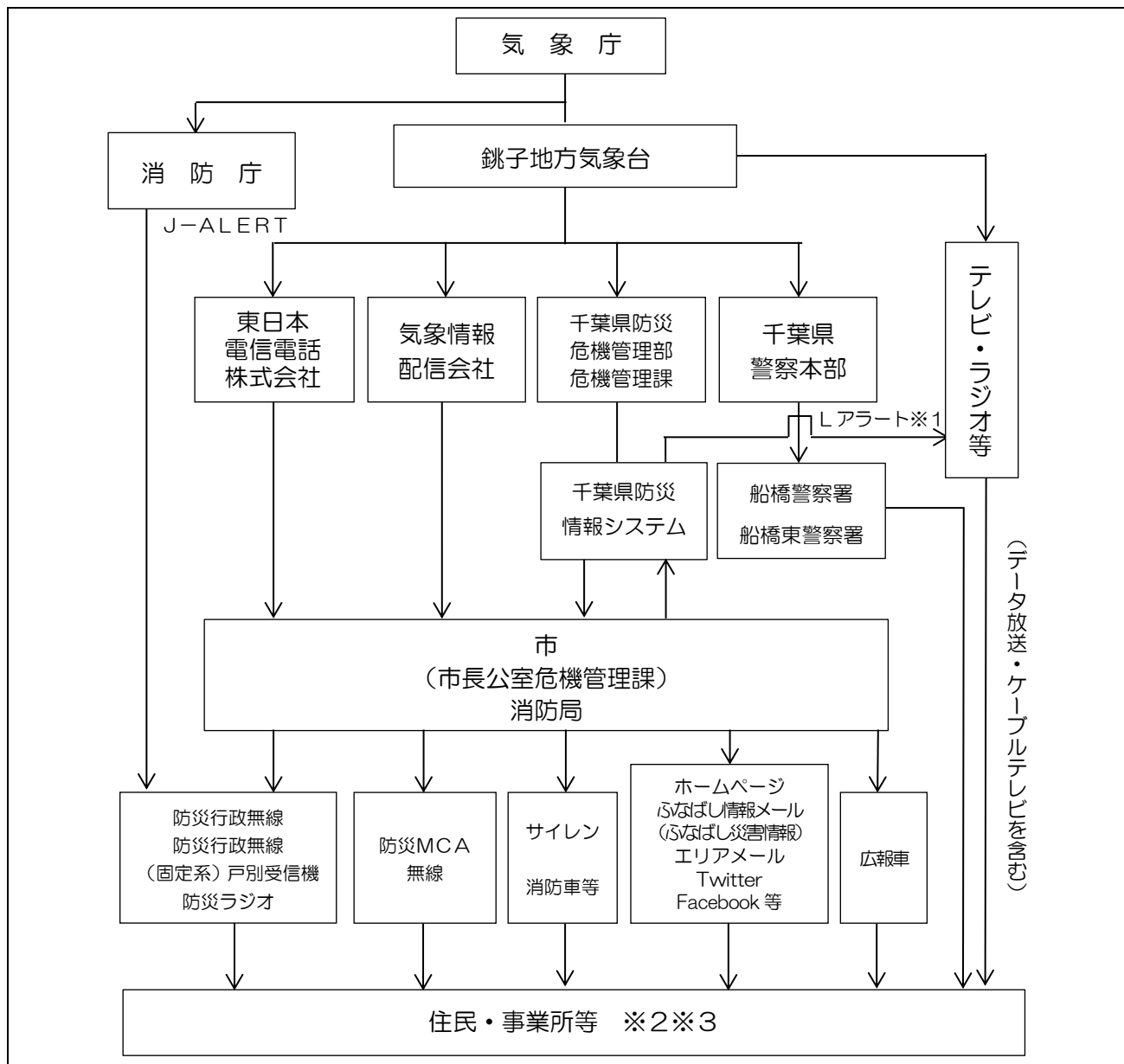
津波情報	広報文例
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	<p><手動による放送> (サイレン吹鳴の後、以下を読み上げる) こちらは船橋市です。 (大津波警報・津波警報・津波注意報)が発表されています。 海岸付近にいる人は直ちに高い場所へ避難してください。 到達予想は●●日●●時●●分、また、津波の高さは●mと予想されています。 (警報・注意報)が解除されるまで安全な場所から離れないでください。 (適宜、繰り返し)</p>
津波到達予想時刻を迎えたとき (活動限界時間の周知を含める)	<p><手動による放送> (サイレン吹鳴の後、以下を読み上げる) こちらは船橋市です。 津波の到達予想時刻となりました。 避難中の方は直ちに頑丈な建物へ緊急避難してください。 (適宜、繰り返し)</p>
大津波警報・津波警報・津波注意報の解除	<p><手動による放送> こちらは船橋市です。 ただ今、(大津波警報・津波警報・津波注意報)が解除されました。(適宜、繰り返し)</p>

3. 5 海面監視・被害情報の収集体制

市(各部)、防災関係機関、海水浴場の管理者等が相互に連携し、強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時には、状況に応じて確実に安全を確保できる場所で、津波の河川遡上や潮位等の異常な変動を監視し、被害発生等の情報を収集し、防災MCA無線により、市や関係機関等への通報を行うとともに、情報共有に努める。

第4章 津波情報の伝達および避難指示の発令

4. 1 津波情報等の伝達系統と伝達手段



※1 Lアラート：総務省が普及促進する、自治体、ライフライン事業者が発信した災害関連情報等を集約し、テレビ、ラジオ、携帯電話、ネット等に一括配信するシステム。

※2 津波情報については以下の団体、機関への伝達を必ず行うものとし、状況に応じて適宜、情報を交換、共有を図るものとする。なお、具体的な連絡先、通信手段については船橋市地域防災計画資料編等を参照。

<主要な情報伝達先の団体>

- 千葉県葛南港湾事務所（中央支所を含む）
- 京葉食品コンビナート協議会（高瀬町）
- 船橋市消防局
- 第三管区海上保安部千葉海上保安部
- 千葉県警察本部（船橋警察署、船橋東警察署）
- ふなばし三番瀬海浜公園
- 船橋市漁業協同組合
- 港湾労働者福祉センター（潮見町）
- 船橋市消防団
- 交通、ライフライン関連企業
- 津波一時避難施設等の協定締結先

※3 ふなばし三番瀬海浜公園では津波フラッグ掲出による視覚的な伝達を実施する。

4. 2 避難指示の発令

避難指示の発令基準は次のとおりとする。

なお、判断に際して、人命を最優先に考え、避難指示を発令する。

表 避難指示の発令基準

区分	発令時の基準
避難指示	<ul style="list-style-type: none">・東京湾内湾に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されたとき。 (ただし、避難の対象とする地域が異なる。)・関東地方の沿岸部に大津波警報が発表され東京湾内湾においても今後警報に切り替わる可能性があるとき。・強い揺れ（震度4程度以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認めるとき。

また、避難の対象とする地域は次のとおりとする。

表 避難指示の対象地域

津波情報の種類	対象地域
津波注意報	海水浴や潮干狩りの観光客、釣り客、海岸付近で働く従業員等の安全確保のため、海の中、海岸付近を対象とする。 避難対象地域全域に対しては、注意喚起を促す広報を行う。
津波警報・大津波警報	避難対象地域全域を対象とする。

4. 3 避難指示の内容

次の内容を明示して避難指示を発令する。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難指示発令の理由
- エ 避難指示の発令者
- オ その他避難時の注意事項等

避難指示の伝達にあたっての内容は広報文例（3. 4（3）を参照）を参考とする。

4. 4 避難指示の発令手順

避難指示の発令および解除は、市長が基準に該当する事態を認知した後、直ちに行う。市長が不在又は市長に連絡がとれない場合は、副市長（危機管理担当）、副市長（消防担当）、市長公室長、危機管理監、消防局長、建設局長の順位でこれを代行する。

4. 5 避難指示の解除

避難指示の解除の基準は、以下の状況が認められる場合とする。

- ア 気象台から津波警報等の解除通知を受けた場合
- イ 報道機関の放送等で津波警報等の解除を認知し、気象台発表を確認できた場合

第5章 平時からの避難対策

5. 1 平時からの周知広報

(1) 津波一時避難施設・避難路の周知

市民や観光客などに津波一時避難施設の位置を周知するために、津波ハザードマップや広報誌への記載のほか、位置を示し、誘導する案内板等の整備を進めている。本計画の策定を受け、今後、避難対象地域や避難目標、および避難誘導のための看板等の充実を図る。

・案内板等の例：

<p>近隣の津波一時避難施設への避難を促す看板</p>  <p>(親水公園、船橋漁港の護岸壁に設置)</p>	<p>近隣の津波一時避難施設への避難を促す看板</p>  <p>(潮見町内の歩道、海浜公園内に設置)</p>
<p>避難目標等への避難を促す看板</p>  <p>(避難対象地域の歩道などに設置)</p>	<p>避難目標等への避難を促す看板</p>  <p>(避難対象地域の歩道などに設置)</p>
<p>津波一時避難施設の指定看板 [受入場所表記]</p>  <p>(指定施設の主要な出入口付近に設置)</p>	<p>津波一時避難施設の指定看板 [場内案内付]</p>  <p>(指定施設の主要な出入口付近に設置)</p>
<p>津波一時避難施設の指定看板 [大型蓄光式]</p>  <p>(指定公共施設の出入口付近に設置)</p>	<p>津波一時避難施設への避難誘導看板</p>  <p>(沿岸部の歩道などに設置)</p>
<p>津波一時避難施設への避難誘導看板 [電柱]</p>  <p>(親水公園付近の電柱に設置)</p>	

※市内各所での標高表示は T.P. (海拔) となっている。

(2) 情報伝達手段の周知

平時から、市の「ふなばし情報メール（ふなばし災害情報）」など、警報等の発表に連動した通知サービスの登録を促す。

(3) 船橋市津波避難マップ（地区別）の活用

地域により異なる避難対象地域の外に至る代表的な経路、周辺の津波一時避難施設等を記した「資料1. 船橋市津波避難マップ（地区別）」を作成した。これは、今後、避難対象地域の住民、企業、団体等がより具体的な避難行動を検討するために、活用していただくもので、市は、この周知啓発に継続して取り組んで行く。

5. 2 観光客、海岸利用者、集客施設および事業所の従業員等の避難誘導対策

観光客（ふなばし三番瀬海浜公園潮干狩り利用者等）、海岸利用者（事業者、漁業者、就業者等）、集客施設、および事業所の従業員等に対する避難誘導については、次の点に留意し、実施する。

(1) 情報伝達

市は、防災行政無線、防災 MCA 無線等の多様な手段を活用し、情報の伝達、発信をするとともに、観光客、海岸利用者、その他関係者への連絡伝達系統図（第4章 4. 1を参照）に基づき、伝達手段の確保と情報共有に努める。

(2) 施設管理者等の避難対策

避難対象地域内の観光・商工業・宿泊・遊興等の施設を管理する事業者、および海岸利用者である事業者および団体にとっては、原則としてその利用者や従業員等を避難させる必要がある。

基本的に津波避難対象地域外への避難が間に合わず、自らの施設内で安全確保が困難な場合は、津波一時避難施設に避難誘導する。なお、施設管理者は施設ごとの津波避難計画の作成に努める。

また、市はこれに対し必要な助言等を行うものとする。

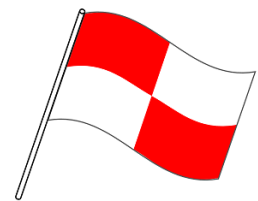
(3) イベント開催時の避難対策

潮干狩りその他のイベントの際には、多数の来場者が見込まれるため、市は、情報伝達や避難誘導について十分な対策を実施するよう主催者に対し要請するほか、関係機関と協力し、混乱発生の防止に努める。

(4) 津波フラッグによる津波警報等の伝達の実施

ふなばし三番瀬海浜公園では、潮干狩り利用者等の施設利用者に対し、津波警報等の発表を覚知した際に、津波フラッグを用いた視覚的な伝達を実施する。

※掲出はあくまでも可能な範囲で行うものとし、掲出者が津波の被害にあわれないように安全が確保できない場合は掲出されないこともある。



「津波フラッグ」
(気象庁ホームページより)

5. 3 市民に求める津波への備え

市は、以下の各項目をはじめとする津波への備えを市民に求める。

(1) 普段自分がいる場所の高さ（海拔）の確認

津波から避難するためには、今自分がいる場所がどのくらいの高さ（海拔）であるかを知っておく。そのため、各避難所の指定看板などに記している「海拔標示」や、市のホームページにより、自らの生活圏や普段よく訪れる場所などの高さ（海拔）を確認しておく。

(2) 避難場所の把握

自宅や職場など、自分の生活圏にある一時的な避難、または緊急避難に適した高台や頑丈な建物の位置を把握しておく。

(3) 避難に必要な時間の確認

避難場所および避難目標を確認し、移動には実際にどのくらい時間がかかるのか、災害時の状況も踏まえ、「資料1. 船橋市津波避難マップ（地区別）」を参考として、実際の経路（津波避難経路）を自ら歩き、状況をあらかじめ把握しておく。

(4) 避難経路の確認

自ら避難経路とした道路の道幅、地震により道路がふさがれる危険性、迂回路の有無、夜間で街灯が消灯し、暗闇となっても避難できるか等を想定し確認しておく。

また、大きな河川を渡る橋、土砂崩れの危険がある道路などの場所は、危険回避の観点から、避難経路の候補から外すことが望ましい。

(5) 避難の準備

迅速に避難を開始するために、日頃から非常持出袋に貴重品、常飲薬やお薬手帳などの身の回り品を非常用持出袋等に収め、取り出しやすい場所に置いておく。

(6) 家具などの転倒防止や危険な箇所の確認

津波発生の原因となる地震による揺れにより、家具が転倒し、負傷（怪我）や逃げられなくなる危険があることから、家具の配置の見直しを行うとともに、家具転倒防止器具の設置等を平時から行う。

(7) 安否確認方法

東日本大震災では、家や家族を心配し、自宅に戻った人が津波の犠牲となった例があることから、災害発生時には、自らの命を最優先して安全な場所に避難することが大切である。そのためには、津波警報等や避難指示が解除された後の集合場所等を家族、知人等で決めておく。また電話会社が提供する「災害用伝言板サービス」を始めとする安否情報登録サービスや、同様のサービスを提供するインターネットや携帯電話各社によるサイトなどの利用方法について、サービス提供各社ホームページ、啓発資料などを参考に把握し、家族や知人、勤務先等と共有し、活用方法をルール化しておく。

5. 4 要配慮者の避難対策

(1) 現状の把握

市、ならびに地域を構成する住民等、町会・自治会・民生委員等は、自らの行動等に制約のある要配慮者が円滑に避難できるよう現状把握に努める。併せて市はそのための環境整備や啓発等を実施する。

(2) 自助共助による自主的な避難行動

津波避難の際は、地震発生から津波到達予想時刻までの限られた時間に迅速な避難行動が必要だが、休日夜間などは市や関係機関による初動対応に時間を要する可能性があることから、周囲の状況を把握し、安全確保を前提として、住民等による自助に基づく自主的、率先的な避難行動、ならびに共助による地域住民避難誘導等を速やかに開始し、市、および関係機関等による活動との連携により安全の確保を図る。

なお、避難を支援する人の安全確保に十分留意したうえで、可能な範囲で避難行動の支援をすることとする。

(3) 実情に応じた避難のあり方の検討

要配慮者等が避難するためには地域の実情に応じた避難方法のあり方を検討せざるを得ないことから、自助・共助の観点で地域の町会・自治会等は日頃より協力し、具体的な検討を行うことを求める。

(4) 環境整備

市は、避難所、避難路等の指定に当たっては、地域の要配慮者の実情も踏まえ、分かりやすい津波避難誘導看板等を設置するなど、避難誘導にかかる表示整備に努める。

また、地域住民等が、要配慮者等の地域の実情に応じた避難（車両等の交通手段を使って避難する場合等）を実施する場合には、警察や道路管理者等の関係機関は連携した避難誘導の必要（車両通行規制への対応など）があることから、関係者との間で伝達系統を確立しておくなど具体的な検討を継続する。

(5) 情報伝達

津波予報、避難指示等の住民等への伝達手段は、防災行政無線（同報系）等の音声伝達が主体となっている。そのため、情報の伝わりにくい要配慮者に対しては、町会・自治会・民生委員等および近隣者による情報伝達体制の確立を図る。

(6) 社会福祉施設等の避難対策

市は、高齢者が入居する社会福祉施設等においては、施設管理者等に対して、施設利用者の安全の確保について、周知・広報を図る。

(7) 在宅者への対策

市は、あらかじめ要配慮者の情報を把握し、町会・自治会・民生委員や社会福祉協議会等と連携を図り、地域全体で避難誘導、情報伝達、救助等の体制を整備する。

(8) 啓発

市は、要配慮者やその家族に対し、津波ハザードマップ等の配布や、地域の防災訓練への参加等について積極的に呼びかけを行うなど、避難の際の行動や津波に対する知識について啓発に努める。

5. 5 津波に対する防災教育、広報・啓発および訓練の実施

(1) 津波に対する教育・啓発

市は、出前講座等を通して、津波に関する基礎的な知識や平時から求める備え、避難行動等について啓発を行うとともに、避難対象地域の住民等が、強い揺れ(震度4程度以上)を感じた場合は、津波等に係る情報収集に努め、その状況に応じて避難指示を待たずに自らの判断により避難行動をとるよう求める。

(2) 津波に対する避難訓練の実施

市や避難対象地域の住民等は、円滑な避難と津波対策の課題の検証、ならびに今後の取り組みへの検討を行うために、津波一時避難施設を使用した津波避難訓練(避難行動訓練、図上訓練、住民自身による避難マップの作成等)を実施、継続するように努める。

5. 6 国や県への働きかけ

沿岸部の施設管理者(水門を管理する県葛南港湾事務所など)とともに、今後、海面や波高など、潮位変動にかかる監視の体制や、整備、情報共有などについて関係機関とともに検討、協議を図るとともに、東日本大震災以前から国や県に対して要望を提出している本市域の海岸保全施設等の強化について、国による直轄事業として早期に更新を完了させるよう、今後も働きかけを継続する。

< 資 料 >

資料1. 船橋市津波避難マップ（地区別）

資料2. 津波一時避難施設の指定状況

資料3. 大規模災害時の津波避難フロー

資料4. 船橋市津波災害対策早見表